

令和8年度 世田谷区 中小企業 融資あっせん制度のご案内

令和8年10月更新

世田谷区中小企業融資あっせん制度とは

世田谷区では、区内中小企業者の事業経営に必要な資金の調達を支援するために、金融機関や東京信用保証協会等の協力による融資あっせん制度を設けています。

この融資あっせん制度は区が直接融資するものではなく、区が融資をあっせんし、区の定める条件内で協力金融機関が融資する制度です。一部の融資制度は区から利子の一部が補助されます。

世田谷区産業振興公社（以降、「公社」という）は、世田谷区の委託を受けて、融資あっせん制度の書類審査、申し込み内容についての相談及びあっせん書類の発行等を行っています。

制度を利用できる方（創業支援資金を除く）

1. 世田谷区内で事業を営む中小企業者（※1）で、申告・納付すべき税を延滞（分納）していないこと

	法人	個人
利用要件	・世田谷区内に本店登記所在地がある ・同一事業を1年以上営んでいる ・法人住民税及び法人事業税を滞納していない	・世田谷区内に住所または主たる事業所がある ・同一事業を1年以上営んでいる ・住民税及び個人事業税を滞納していない
バーチャルオフィスの場合	利用不可	主たる事業所がバーチャルオフィスの場合 世田谷区内に個人の住所がある→利用可 世田谷区内に個人の住所がない→利用不可

※主たる事業所とは、全収入のうち過半が生じる店舗・事業所等のことをいいます。

※バーチャルオフィスは上記表のとおり、利用できない場合があります。（バーチャルオフィスとは、常時利用可能なデスクやスペースがなく、「登記のみ」、「郵便物の受け取りのみ」等で契約している事業実態のないオフィスをいいます。）

※特定非営利活動法人（NPO 法人）は、小口零細資金、創業支援資金以外の一部制度が利用できます。

（※1）業種別あっせん利用が可能な中小企業者（中小企業信用保険法に定める中小企業を対象）

資本金3億円以下 または 従業員300人以下  製造業等	資本金1億円以下 または 従業員100人以下  卸売業	資本金5000万円以下 または 従業員50人以下  小売業・飲食業	資本金5000万円以下 または 従業員100人以下  サービス業	従業員300人以下  医療法人等
---	--	--	---	---

★ 製造業等には「運送業」・「建設業」・「不動産業」を含みます。

★★ サービス業には「ソフトウェア業」・「情報処理サービス業」を含みます。

★★★ NPO 法人は各業種、従業員数で判断します。

・従業員数について

常時使用する従業員の人数です。会社役員、臨時の使用人、個人事業における家族従業員は従業員に含みません。ただし、パート・アルバイト等名目は臨時雇用であっても、事業上不可欠な人員は従業員に含みます。

2. 東京信用保証協会等の保証対象業種を営んでいること

3. 許認可等を必要とする業種においては、その許認可等を受けていること

4. 現在かつ将来にわたって、暴力団員等に該当しないこと

お申込み・お問い合わせ

公益財団法人 世田谷区産業振興公社 経営支援係

〒154-0004 世田谷区太子堂 2-16-7 世田谷産業プラザ 4 階

窓口受付時間（9:00～11:30、13:00～16:30）

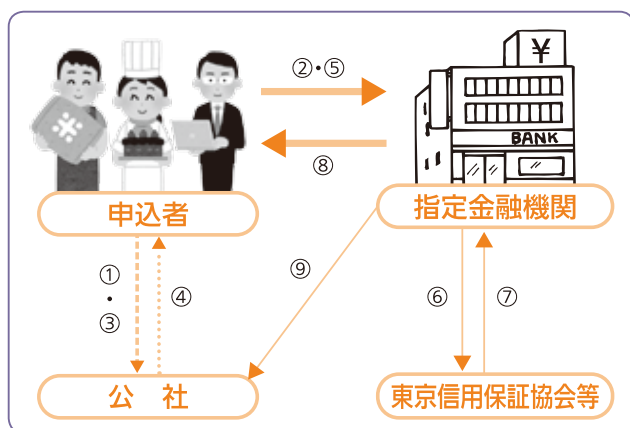
電話 03-3411-6603（9:00～12:00、13:00～17:30）

FAX 03-3411-6610

ホームページ <https://www.setagaya-icl.or.jp/sogyoshien/>



申込から融資までの流れ（創業支援資金は 8 頁参照）



- ①融資あっせんについてご相談がある場合は、公社にお問い合わせください。
- ②制度取扱い金融機関（3 頁参照）に融資あっせんの相談をして必ず利用の承諾を得てください。
- ③融資あっせん申込書及び必要書類（6 頁参照）をそろえ、金融機関代行申請（※ 1）、窓口持参または郵送（※ 2）でご提出ください。
- ④後日、金融機関宛のあっせん書を申込者または代行申請者に交付または郵送します。
- ⑤有効期限内（発行日翌月の同日まで）にあっせん書に記載されている金融機関へあっせん書をご提出ください。
- ⑥金融機関は申込者の融資審査を行い、必要に応じて東京信用保証協会等へ信用保証を依頼します。

- ⑦東京信用保証協会等の審査により、信用保証引き受けの可否等を金融機関に通知します。
- ⑧金融機関は融資実行の可否等を決定し、申込者に通知します。（保証料が差し引かれて実行されます）
- ⑨金融機関は公社に融資実行の可否等を報告します。

注意：審査の結果、ご希望の金額・返済期間等にならないことがあります。

（※ 1）代行申請については各金融機関にご確認ください。

また、事業転換多角化資金および創業支援資金は、代行申請による受付はできません。金融機関に融資のご相談をいただくと共に、申込者より公社相談員との面談予約をお願いします。（9 頁参照）

（※ 2）『郵送申請について』

金融機関へ融資相談後、必要書類をそろえてご郵送ください。
その際、返信用封筒（角型 2 号、返信先宛名を明記、切手不要）
の同封をお願いします。

＜郵送先＞

〒 154-0004
東京都世田谷区太子堂 2-16-7 世田谷産業プラザ 4 階
公益財団法人 世田谷区産業振興公社 経営支援係

融資対象となる使いみち（事業資金に限られます）

運転資金	設備資金
商品（不動産を除く）・原材料の仕入れ / 買掛金の決済 / 支払手形の決済 / 外注費 / 広告宣伝費 / 従業員の人件費等	機械・什器等、設備機器の購入 / 業務用車両の購入 / 店舗・事務所等の改修費用 / 不動産賃貸物件の改修等費用等 ※用途が土地取得・建物の購入費用ではないこと

《融資対象外の例》

代表者・役員の人件費 / 既に支払い済みの購入代金 / 生活費 / 借入金の返済 / 納税の支払い / 借換・一本化のための資金 / 事業や物件等の買収資金等

〔車両購入時の注意〕

- 業務用車両の購入は、必要以上の高級車や業務と無関係な装備（例えば輸入車・4WD車・ターボ車・寒冷地仕様等）は融資対象外です。融資あっせんの可否判断は、車種・大きさ・業種での必要性・当該車使用の従業員数・見積金額・自家使用の可能性がない等を総合的に勘案して決定します。

〔不動産賃貸業の注意〕

- 融資対象となるのは賃貸物件の改修等費用のみです。
- 世田谷区外在住で賃貸物件が世田谷区内の場合は対象となりません。（賃貸物件を事業所とはみなさないため）
- 自家用部分が含まれた賃貸物件の建物全体にかかる工事の場合は、事業部分に応じた額が融資対象となります。融資対象額の算出方法は、不動産所得用決算書（確定申告書等）の減価償却費の明細書に記載されている貸付割合を、改修費用等の見積額に乘じた額となります。
- 共有名義の建物で各々売上げがある場合、連帯債務となります。

〔住宅宿泊業（民泊）の注意〕

- 設備資金は、総費用の180/365の範囲内となります。

世田谷区中小企業融資あっせん制度取扱金融機関一覧

※融資あっせん制度のご利用にあたっては取扱金融機関（下記）の了承を得た上でお申込ください。

●都市銀行

名 称	電 話
みずほ銀行（18店舗）	
世田谷支店	※
北沢支店	
成城支店	
玉川支店	
経堂支店	
上野毛支店	
駒沢支店	
千歳船橋支店	
烏山支店	
祖師谷支店	
池尻大橋支店	
世塚支店	
自由が丘支店	
祐天寺支店	
調布仙川支店	
新宿西口支店	
中目黒支店	
吉祥寺支店	

※ご相談は、法人営業第三オフィスにて承ります。

みずほ銀行法人営業第三オフィス
千代田区神田錦町 2-11 三洋安田ビル
03-6631-9543

三菱UFJ銀行（24店舗）	
世田谷支店	3411 - 0181
下北沢支店	5453 - 0931
玉川支店	3700 - 7131
駒沢大学駅前支店	5430 - 7311
成城支店	3482 - 4311
経堂支店	5477 - 5751
上北沢支店	3374 - 3167
三軒茶屋支店	3413 - 7211
世田谷上町支店	3411 - 0195
尾山台支店	3704 - 3811
二子玉川支店	3708 - 3901
成城学園前支店	3484 - 3841
烏山支店	3307 - 3111
都立大学駅前支店	3718 - 5181
学芸大学駅前支店	5721 - 6751
自由が丘駅前支店	3718 - 2131
自由が丘支店	5729 - 3811
都立大学駅北支店	5729 - 3801
祐天寺支店	3714 - 0131
永福町支店	3323 - 2211
渋谷中央支店	3463 - 2121
西新宿支店	3346 - 2731
新宿支店	3341 - 9181
新宿通支店	3352 - 4111

三井住友銀行（14店舗）	
世田谷支店	0570-032-495
経堂支店	
下北沢支店	
高井戸支店	
桜新町支店	
二子玉川支店	
成城支店	
喜多見支店	
自由が丘支店	
学芸大学駅前支店	
都立大学駅前支店	
田園調布支店	
笹塚支店	
渋谷支店	

りそな銀行（5店舗）	
世田谷支店	（受付：世田谷支店） 3410 - 1231
豪徳寺支店	
等々力支店	
祖師谷支店	
学芸大学駅前支店	3498 - 3211（受付：渋谷）
りそな銀行学芸大学駅前支店宛は渋谷支店での受付となります。	

みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、きらぼし銀行のあっせん書持ち込み先は、店舗ごとに異なります。詳しくは各支店にご確認ください。

●地方銀行

名 称	電 話
きらぼし銀行（10店舗）	
世田谷支店	（受付：渋谷支社） 6416 - 9512
九品仏支店	
学芸大学駅前支店	
狛江支店	
祖師谷支店	
自由が丘支店	（受付：新宿支社） 6258 - 1895 （受付：府中支社） 042 - 306 - 9503
和泉多摩川支店	
代田支店	
笹塚支店	
烏山支店	

横浜銀行（4店舗）	
自由が丘支店	3723 - 9511
玉川支店	3708 - 1271
渋谷支店	3797 - 1611
成城支店	3483 - 2161

山梨中央銀行（3店舗）	
調布支店	042-485-5211
荻窪支店	3331 - 0101
新宿支店	3342 - 2231

東日本銀行（3店舗）	
東北沢支店	3461 - 6116
八幡山支店	3302 - 1331
代田橋支店	3374 - 9611

阿波銀行（1店舗）	
蒲田支店	3730 - 8021

●信用金庫

名 称	電 話
川崎信用金庫（2店舗）	
久が原支店	3754 - 1541
高津支店	044(822)3131

さわやか信用金庫（6店舗）	
世田谷支店	3415 - 1146
喜多見支店	3417 - 1651
上野毛支店	3703 - 2111
学芸大学駅前支店	3711 - 2171
碑文谷支店	3793 - 4511
中目黒駅前支店	6303 - 9671

東京シティ信用金庫（2店舗）	
豪徳寺支店	3426 - 6401
玉川支店	3704 - 8211

芝信用金庫（7店舗）	
桜新町支店	3429 - 2331
代沢支店	3412 - 6581
尾山台支店	3704 - 5121
深沢支店	3702 - 6111
碑文谷支店	3714 - 6611
雪が谷支店	3720 - 5111
仙川支店	3308 - 8171

西武信用金庫（9店舗）	
三軒茶屋支店	6450 - 5681
渋谷営業部	6450 - 5681
恵比寿支店	3461 - 6106
幡ヶ谷支店	3376 - 3321
中目黒支店	3719 - 0611
浜田山支店	3313 - 8201
久我山支店	3332 - 3301
原宿支店	3479 - 1111
渋谷東支店	6712 - 6840

城南信用金庫（15店舗）	
駒沢支店	3414 - 3161
三軒茶屋支店	3413 - 3211
経堂支店	3429 - 0161
世田谷支店	3414 - 3126
奥沢支店	3720 - 4151
玉川支店	3701 - 2156
等々力支店	3702 - 3851
用賀支店	3707 - 5611
瀬田支店	3700 - 7181
深沢支店	3705 - 5511
祖師谷支店	3484 - 8471

名 称	電 話
砧支店	3416 - 3171
桜上水支店	5374 - 8821
雪ヶ谷支店	3720 - 4131
自由ヶ丘支店	3717 - 3161

昭和信用金庫（12店舗）	
本三軒茶屋支店	3422 - 6181
三軒茶屋支店	3421 - 6101
経堂支店	3420 - 4121
池の上支店	3422 - 3141
明大前支店	3323 - 0511
烏山支店	3300 - 1361
八幡山支店	3329 - 1021
大橋支店	3469 - 0315
下高井戸支店	3321 - 4155
笹塚支店	3328 - 0151
上北沢支店	3302 - 8111
桜上水支店	3329 - 3241

目黒信用金庫（5店舗）	
本三軒茶屋支店	3719 - 0111
梅丘支店	3429 - 8201
三谷支店	3711 - 5221
上目黒支店	5704 - 4141
洗足支店	3783 - 5651

世田谷信用金庫（13店舗）	
本池尻大橋支店	3429 - 1151
池尻大橋支店	3422 - 7221
船橋支店	3420 - 6161
若林支店	3422 - 7231
用賀支店	3700 - 7126
玉川支店	3708 - 1281
等々力支店	3701 - 1141
駒沢支店	3422 - 3511
烏山支店	3307 - 8211
六本木支店	3568 - 6311
永福町支店	3322 - 4181
宮崎台支店	044(877)4441
青葉台支店	045(983)7111

●政府系金融機関

名 称	電 話
商工組合中央金庫（1店舗）	
渋谷支店	3340 - 1551

●信用組合

名 称	電 話
全東栄信用組合（1店舗）	
世田谷支店	3414 - 3111
共立信用組合（1店舗）	
用賀支店	3700 - 1777
大東京信用組合（1店舗）	
三軒茶屋支店	3424 - 3181

●農業協同組合

名 称	電 話
東京中央農業協同組合（5店舗）	
千歳支店	3308 - 6661
烏山支店	3308 - 6666
芦花支店	3309 - 5151
砧支店	3416 - 0101
鎌田支店	3709 - 1573
➤ 東京都信用保証料の補助は受けられません。	

令和8年10月1日現在
(23金融機関 162店舗)

	融資名	資金使途	限度額	名目利率	区負担利率	利用者負担利率	返済期間	追加要件	信用保証	その他
1	小口零細資金	運転設備	2,000万円	2.0%	1.7%	0.3%	7年以内 (据置6か月以内を含む)	◇従業員数が製造業等（建設業・運送業・不動産業含む）は20人以下、卸売・小売・サービス業は5人以下であること ◇既に信用保証協会からの保証付融資を受けている方は、その融資残高と今回申し込む融資額の合計が2,000万円以下であること	必要 ※2	【従業員数について】 1頁の※1参照 【必要書類】 6～7頁参照 (創業支援資金は9頁参照) 【返済方法】 ◇据置期間経過後から毎月元金均等返済または一括返済 ◇創業支援資金は据置期間経過後毎月元金均等返済
2	事業資金		2,000万円	2.2%	なし	2.2%	7年以内 (据置6か月以内を含む)	◇特になし	必要な場合有	
3	景気対策緊急資金		2,000万円	2.2%	1.8%	0.4%	7年以内 (据置12か月以内を含む)	◇同一事業を引き続き3年以上営んでいること ◇最近3か月間または1年間の売上高または売上総利益が前年または2年前ないし3年前の同期に比べて3%以上減少していること ◇経営活力改善資金（令和4年3月受付分にて終了）の融資残高との合計が2,000万円以内であること	必要な場合有	
4	事業転換多角化資金		5,000万円	2.3%	1.7%	0.6%	運転資金を含む場合 9年以内 設備資金のみの場合 10年以内 (いずれも据置6か月以内を含む)	◇現在の事業の一部を縮小または全部を廃止し、新たな事業を実施すること、または現在の事業を継続しながら、新たな事業を実施すること ◇面談予約が必要です	必要な場合有	
5	経営改善借換資金	借換 (追加で運転・設備可)	4,000万円 (うち追加は2,000万円以内)	2.2%	なし	2.2%	7年以内 (据置なし)	◇区の制度融資を利用し、元金の返済が12か月以上継続していること ◇本制度の利用により月々の返済が軽減されること ◇一本化できるのは区の制度を利用し、同一金融機関から融資を受けたものであること ◇本制度を利用して借換したものを再借換することは不可	必要な場合有	【信用保証料】 信用保証料は自己負担 ※2 小口零細資金は、東京都保証料補助(1/2)制度が適用される場合あり ※3 創業支援資金は、東京都保証料補助(2/3)制度が適用される場合あり 【連帯保証人】 (法人)原則代表者個人 (個人)原則不要 信用保証協会等・金融機関等の審査により追加で必要な場合、又は不要な場合あり 【担保】 必要な場合あり 【適用金利】 ◇固定金利 ◇利率は融資実行時点の利率を適用
6	省エネルギー対策資金	設備	2,000万円	2.2%	2.0%	0.2%	7年以内 (据置6か月以内を含む)	◇世田谷区環境政策部 気候危機対策課の指定する省エネルギー機器等《※1》を購入・設置(両方・片方いずれも可)する事業者であること	必要な場合有	
7	創業支援資金	運転設備	2,000万円	2.0%	1.8%	0.2%	7年以内 (据置12か月以内を含む)	◇8～9頁参照	必要 ※3	
8	商工業団体経営高度化資金		1億円	2.3%	1.3%	1.0%	運転資金を含む場合 9年以内 設備資金のみの場合 10年以内 (いずれも据置6か月以内を含む)	◇商店街振興組合・協同組合等の運営や事業のための資金であること	必要な場合有	
9	緊急特別融資	運転	300万円	1.9%	1.8%	0.1%	1年6か月以内 (据置6か月以内を含む)	◇年末・年度末に必要なとなる運転資金であること ◇受付期間 第1期11月1日～11月末日 第2期2月1日～2月末日 ◇いずれかの期間中に1回限りの申し込みであること	必要な場合有	【貸付形式】 証書貸付
10	災害応急資金	運転設備	500万円	2.1%	1回目1.8% 2回目2.1%	1回目0.3% 2回目なし	6年以内 (据置12か月以内を含む)	◇一定の地域に集中して発生した自然災害により損失を受けた中小企業者であること ◇災害により被害を受けた日から2か月以内に申請すること ◇7頁参照	必要な場合有	

《※1》太陽光発電設備、太陽熱利用システム、蓄電池、エコカー等、対象機器については気候危機対策課（電話 03-6432-7130）へご照会ください。

最新の情報はホームページでご確認ください。

- 責任共有制度
信用保証協会が保証人となる融資の場合に、保証協会と金融機関が責任を共有することで、より一層適切な中小企業支援を行うことを目的とした制度です。
- 責任共有制度の対象外の保証について
「小口零細資金」、「創業支援資金」のうち、責任共有制度対象外保証となる融資については保証協会が100%保証します。
- 世田谷区の融資あっせん制度では、次の制度も設けています。詳細は、お問い合わせください。

融 資 名	対 象
施設設備近代化資金	中小企業の経営の近代化または合理化のための設備資金
小規模企業者景気対策緊急資金（倒産防止特別融資）	不況により事業継続に多大な影響を受けている小規模事業者（審議会で審議のうえ、あっせんの可否を決定します）

- 政府系金融機関の融資制度をご利用の方は、次の利子補助制度を設けています。

融 資 名	対 象
小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経融資）	日本政策金融公庫から当融資を受けた区内小規模事業者
新事業育成資金	日本政策金融公庫から新事業育成資金の融資を受けた区内中小企業者
準工業地域保全資金	日本政策金融公庫から融資を受けて準工業地域内に事業用施設のための土地を購入した区内中小企業者
公衆浴場施設整備資金	日本政策金融公庫、商工組合中央金庫または東浴信用組合から融資を受け、東京都の公衆浴場施設整備資金利子補助制度を受けている区内公衆浴場経営者

利子補給

一部の融資制度は、区から利子の一部が補助されます。（4頁「区負担利率」欄参照）支給方法の詳細は、金融機関にお問い合わせください。
なお、過払いが発生した場合には、金融機関を通じて過払い発生時に遡って返還していただきます。

〈利子補給の終了事由〉

次の事由が生じた場合、利子補給を終了します。

- 法人が本店登記を区外に移したとき（住所移転日に終了）、法人を解散したとき（清算終了登記日に終了）
- 個人が主たる事業所（全収入のうち過半が生じる店舗・事務所等）を区外に移したとき（住所移転日に終了。ただし、事業主の住所が区内にある場合は、利子補給を継続）や閉店・廃業したとき（閉店日、廃業日に終了）
- 一括繰上完済をしたとき
- 代位弁済があったとき（期限の利益喪失日に終了）
- 世田谷区制度融資取扱支店以外へ取引口座を移管したとき
- 申し込み内容に偽りがあったとき
- 事務所の形態をバーチャルオフィスに変更したとき

必要書類等（創業支援資金を除く）

融資あっせん申込書および、下記必要書類等（コピー）をご提出ください。

申込者の状況により、記載以外の書類の提出を求める場合があります。（試算表や事業所等の新設・移転の場合の事業計画書等）

融資別追加必要書類は 7 頁参照。

区分			法人	個人
運転・設備・借換〔共通〕	1	☐	発行受付票（融資あっせん・経営安定関連（セーフティネット）認定用） （金融機関代行申請の場合は、金融機関代行票も必要です。） →公社ホームページよりダウンロード可	
	2	☐	融資あっせん申込書 →公社ホームページよりダウンロード可	
	3	☐	前期分の法人税確定申告書・決算書（一式）のコピー ＊税務署受付印または受信通知メール詳細（種目：法人税）のあるもの。（※1）	令和7年（2025年）分の所得税確定申告書・青色申告決算書または白色申告収支内訳書（一式）のコピー（※1） ＊受信通知メール詳細（種目：所得税）のあるもの。（※2）
	4	☐	法人都民税と法人事業税（都税）の 前期1年間分（※3）の 領収証書または、納税証明書	住民税（区市町村民税）（※4）と 個人事業税（都税）（※5）の 領収証書または、納税証明書
	5	☐	履歴事項全部証明書（3か月以内に法務局が発行したもの）	住民票（発行日から3か月以内）または、運転免許証の写し（両面）、マイナンバーカードの写し（表面）のいずれか
	6	☐	返信用封筒（角型2号、返信先宛名を明記、切手不要）	
設備〔追加〕	1	☐	当該設備に係る見積書 見積有効期限内のもの（記載のない場合発行日から3か月以内） ----- 宛名は申込者（法人の場合は法人名、個人の場合は個人名 ＊「屋号」不可）であること	
	2	☐	店舗・事業所を借りる場合は、賃貸借契約書または重要事項説明書 ----- 賃借人が申込者（法人の場合は法人名）	
	3	☐	自宅の一部を事業用に用いている場合は、事業用と自家用部分とが区別でき、面積を記入した図面等	
	4	☐	自宅兼賃貸住宅の場合、不動産所得用決算書の減価償却費の明細書（※6） （明細書に記載されている貸付割合を見積額で乗じた額を融資対象とするため）	

（※1）令和8年度（2026年度）分の申告終了の場合は令和8年分の所得税確定申告書、青色申告決算書または白色申告収支内訳書（一式）が必要です。令和9年3月16日以降の申込みは、令和8年分が必要です。

（※2）税務署の受付確認ができない場合は、以下①②のいずれかの書類が必要です。

①法人→法人税の納税証明書（その2）

個人→所得税の納税証明書（その2）

②税務署配布のリーフレット（申告書等の提出について）

（※3）・確定申告後税額に変更があり納税した場合は、納税証明書が必要です。

・中間納税し還付のあった場合は、その領収金額と還付金額がわかる書類が必要です。

（※4）・住民税は1年分（7頁の「必要な証明期間」）について納税状況の確認をします。住民税を世田谷区外の区市町村にお支払いの場合でも納税状況を確認させていただきます。

・令和7年度（2025年度）が非課税の場合は、非課税年度分の非課税証明書が必要です。（但し、令和8年7月以降の申込みで、令和8年度が非課税の場合は、令和8年度分の非課税証明書が必要となります。）

（※5）個人事業税が非課税の場合は、令和7年（2025年）分に加え令和6年度（2024年）分の確定申告書・決算書一式も必要です。

（※6）共有名義の建物で、売上が各々ある場合は連帯債務となり、名義人全員の資料が必要です。

●景気対策緊急資金ほか下記融資では、基本的な必要書類の他に以下の書類が必要となります。

融資名	追加書類	
景気対策緊急資金	売上高・売上総利益（粗利益）比較表（所定用紙） →公社ホームページよりダウンロード可	
	売上高・売上総利益（粗利益）が3%以上減少していることが確認できる書類	
	【1年間比較の場合】	【3か月間比較の場合】
	【法人】税務署受付印またはメール詳細のある比較対象期の法人税確定申告書・決算書（一式）を添付 【個人】メール詳細のある比較対象期の所得税確定申告書・青色申告決算書または白色申告収支内訳書（一式）を添付（※1）	【法人・個人共通】 比較対象期（3か月間）※の売上合計が記載され、税理士による内容確認署名のある売上高・売上総利益（粗利益）比較表 ※申込月の前4か月のうち連続する3か月間のこと。その他不明な点はお問い合わせください。
事業転換多角化資金	（1）最近3期分（事業開始後3期に満たない場合は、決算を終えた全ての期）の法人税確定申告書・決算書（一式）（※2）	（1）最近3期分（事業開始後3期に満たない場合は、決算を終えた全ての期）の所得税確定申告書・青色申告決算書または白色申告収支内訳書（一式）（※2）
	（2）事業転換多角化申込書・計画書（所定用紙） →公社ホームページよりダウンロード可	
経営改善借換資金	借入残高確認表（所定用紙） →公社ホームページよりダウンロード可	
省エネルギー対策資金	対象設備（事業のために使用する設備）のパフレット	
災害応急資金	市区町村（世田谷区はまちづくりセンター）または消防署が発行するり災証明書、り災届出書兼証明書、被災証明書	

（※1）税務署の受付確認できない場合、法人は、「法人税の納税証明書（その2）」、個人は「所得税の納税証明書（その2）」もあわせてご提出ください。

（※2）確定申告関係書類については税務署受付印（電子申告の場合は「メール詳細」）のあるものをお持ちください。

個人：住民税、個人事業税の証明期間

あっせん申込月	必要な証明期間	説明
住民税	4月～6月	【普通徴収の納期限】 第1期：6月30日 第2期：8月31日 第3期：10月31日 第4期：1月31日 納期限が土曜・日曜・祝日にあたるときは、翌営業日が納期限となります。
	7月～8月	
	9月～10月	
	11～1月	
	2月～3月	
個人事業税	4月～8月	個人事業税は、事業の収入額から必要経費、青色申告控除額等を控除した所得額が290万円以上の場合、原則課税されます。 年2回（8月・11月）の分割納付
	9月～11月	
	12月～3月	

融資あっせんに必要な証明書の申請先（住民税、個人事業税の証明期間は、上記参照）

法人住民税・法人事業税 個人事業税の納税証明書	世田谷都税事務所	世田谷区若林4-22-13	世田谷合同庁舎5階 電話 03-3413-7111
履歴事項全部証明書	東京法務局 世田谷出張所	世田谷区若林4-22-13	世田谷合同庁舎2階 電話 03-5481-7519
住民税の納税証明書	1月1日現在、住民登録している区市町村の窓口（※）		

※世田谷区では、住民税（特別区民税）の納税証明は、納税課や出張所、総合支所くみん窓口などで発行しています。

マイナンバーカードを使い、コンビニエンスストアのマルチコピー機からも証明書が発行できます。

課税（非課税）証明書は直近1年度分、納税証明書は直近2年度分が取得可能で、手数料も窓口交付よりお得です。

創業支援資金融資あっせん制度のご案内

世田谷区内でこれから創業をお考えの方、または創業して間もない（創業1年未満の）方で、一定の要件を満たしている場合、「創業支援資金融資あっせん」制度をご利用いただけます。資金使途、限度額、利率等は4～5頁の制度一覧「7 創業支援資金」をご確認ください。

創業支援資金 融資あっせんを利用できる方

バーチャルオフィスの場合、利用不可。（バーチャルオフィスとは、常時利用可能なデスクやスペースがなく、「登記のみ」、「郵便物の受け取りのみ」等で契約している事業実態のないオフィスをいいます。）

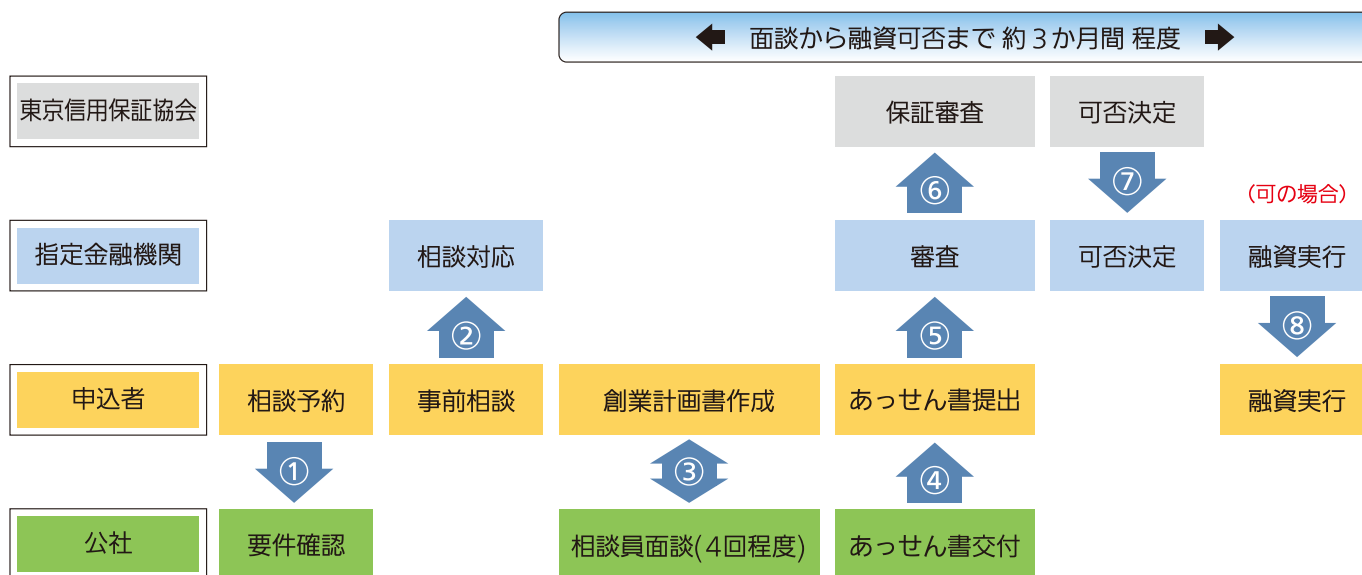
区分	法人	個人
1	創業前 本店登記及び主たる事業所（※1）を当初より区内に設けて創業しようとする方	主たる事業所（※1）を当初より区内に設けて創業しようとする方
	創業後 本店登記及び主たる事業所を当初より区内に設けて、 申込日現在、創業後1年未満の方（※2）（※3） 法人都民税及び法人事業税を滞納していないこと	主たる事業所を当初より区内に設けて、 申込日現在、創業後1年未満である方（※2）（※3） 個人事業税を滞納していないこと
2	住民税の滞納がないこと	
3	東京信用保証協会等の保証対象業種であること	
4	許認可等を必要とする業種の場合は、その許認可等を受けていること	
5	融資あっせんを受ける資金の使途が適正であり、かつ、資金及び資金にかかる利子につき十分な返済能力を有すること	

（※1）主たる事業所とは、全収入のうち過半が生じる店舗・事務所等をいいます。法人の場合、本店登記と事務所・代表者の自宅等が区内にあっても、主たる事業所（実体）が区外にある場合は対象となりません。

（※2）申込日とは、創業計画書が完成し、あっせん申込書に記載する日です。

（※3）創業した日は、法人は登記をした設立年月日、個人は「個人事業の開業・廃業等届出書」に記入した開業日です。創業当初から区内で事業を行っていることが必要です。

あっせん相談・申込から融資までの流れ



- ① 公社に相談日を予約のうえ、ご来所ください。
公社相談員（中小企業診断士）が、創業支援資金融資あっせんの申込要件に該当するか否かを確認します。
- ② 取扱い金融機関に区の制度で創業融資あっせんを申し込む予定であることを伝えてください。
- ③ 公社相談員の支援を受けつつ、申込者自身で創業計画書を作成してください。曜日ごとに担当の創業相談員は決まっています。相談はおおよそ4回程度で、申込者本人以外は相談できません。

- ④ 公社が融資あっせん書を作成し、申込者へお渡しします。
- ⑤ 融資あっせん書に記載されている金融機関へ必要書類と共に提出してください。
- ⑥ 金融機関から東京信用保証協会へ保証審査依頼をします
- ⑦ 東京信用保証協会が保証可否等を決定し金融機関へ通知します。
- ⑧ 金融機関が申込者へ融資を実行します。

相談日の予約方法

【予約連絡先】

世田谷区産業振興公社 経営支援係 電話 03-3411-6603（9：00～17：30）

詳細は公社ホームページをご覧ください。

<https://www.setagaya-icl.or.jp/sougyoshien/yuushi/sogyoyushiassen/>



【相談日】

月曜～金曜（祝日・年末年始を除く）

【相談時間枠（各1時間程度）】

① 9：10～ ② 10：30～ ③ 13：00～ ④ 14：20～ ⑤ 15：40～

融資あっせんに必要な書類等

原本をお持ちください。写しを取って原本は返却いたします。

初回面談の際は、下記1～3の書類を必ずご持参ください。

各種証明書、見積書等は、発行日より3か月以内のものに限ります。

申込者の状況により、記載以外の書類の提出を求める場合があります。

公社 HP より
ダウンロード可能な書類



区分	持参するもの	注意事項
1	☐ 世田谷区創業支援資金融資あっせん申込書	（所定用紙）→公社 HP よりダウンロード可
2	☐ 創業計画書	（所定用紙）→公社 HP よりダウンロード可
3	☐ 住民税の納税証明書	初回相談日より遡って原則2か年分
4	創業後1年未満の事業所の場合	
	法人 履歴事項全部証明書	
	個人 個人事業の開業届出書または事業開始等申告書（控）	電子申告の場合はメール詳細を添付（※1）
5	創業後1年未満の事業所で決算を行った場合	
	法人 税務署受付印のある法人税確定申告書・決算書（一式）。電子申告の場合はメール詳細を添付（※1）	
	法人 法人都民税と法人事業税の納税証明書	納税証明書の申請先は7頁参照
	個人 所得税の確定申告書・青色申告決算書または白色申告収支内訳書（一式）。電子申告の場合はメール詳細を添付（※1）	
	個人 個人事業税の納税証明書	納税証明書の申請先は7頁参照
6	設備資金の利用がある場合は当該設備に係る見積書（※2）	
	宛名は申込者（法人の場合は法人名）であること	
7	店舗・事業所を借りる場合は、賃貸借契約書または重要事項説明書（賃借人が申込者（法人の場合は法人名）であること）。家主の（事業に対する）承諾を得ていること	
8	☐ 許認可等を必要とする業種の場合、許可証等	
9	☐ 法律による資格が必要な場合、資格または技術の所有を証明する書類	
10	☐ 金融機関の担当者の名刺	

（※1）税務署の受付確認ができない場合は、6頁（※2）参照。

（※2）購入済みの設備（大型備品・什器等）がある場合は領収証が必要です。（融資対象にはなりませんが、あっせん額を決める際に自己資金の一部として確認のため必要です。）

区、都及び国の創業支援資金制度一覧

区分	世田谷区	東京都	日本政策金融公庫
制度名	創業支援資金	創業融資	新規開業・スタートアップ支援資金
主な利用要件	世田谷区内で創業前 または創業後1年未満 (8～10頁参照)	(創業前) 事業を営んでいない個人が都 区内で 個人で1か月 法人で2か月以内に創業 (創業後) 東京信用保証協会に、 お問い合わせください。(※1)	新たに事業を始める方、または事業開始後 おおむね7年以内の方
資金使途	運転・設備		
融資額	2,000万円以内	3,500万円以内	7,200万円以内
自己資金	必要	東京信用保証協会等に、 お問い合わせください。(※1)	日本政策金融公庫渋谷支店までお問い合わせ ください。(※2)
負担金利	0.2%	同上	日本政策金融公庫渋谷支店までお問い合わせ 下さい。(一定の要件(※3)充足により 特別利率が適用となる場合があります。)
返済期間 (据置期間)	7年(1年)以内	運転 7年(1年)以内 設備 10年(1年)以内	運転 10年(5年)以内 設備 20年(5年)以内
信用保証	必要 (保証料補助2/3有※4)	必要 (保証料補助2/3有)	不要
融資可否判明 にかかる期間	約3か月	約1か月～2か月	面談から約1カ月

※1 〈お問い合わせ〉東京信用保証協会 渋谷支店 電話 03-5468-0135

東京都農業信用基金協会 ※東京中央農業協同組合で貸付の場合のみ。

※東京都の保証料補助は受けられません。

※2 〈お問い合わせ〉日本政策金融公庫 渋谷支店 電話 0570-031-502

※3 優遇要件例：産業競争力強化法に規定される特定創業支援等事業により支援を受け、区市町村の証明を受けている場合等。

〈証明書申請に関するお問い合わせ〉世田谷区 経済産業部 経済課 ☎ 03-3411-6653

※4 責任共有制度の有無や返済期間により、保証料補助の適用がある場合があります。

(公財) 世田谷区産業振興公社の無料相談

総合経営相談 (予約制)

世田谷区内の中小企業者・創業予定者を対象に、世田谷区の融資などの資金調達や、創業や助成金の相談等、専門家(中小企業診断士)による経営支援を行っています。

また、事業承継、IT等の相談で継続的支援が必要な場合は、事業所訪問による伴走型支援も行っています。
お気軽にご相談ください。

詳細はホームページをご確認ください。



事業者向け労働相談 (予約制)

世田谷区内の事業者を対象として、雇用・労働・働き方に関するさまざまな課題に東京働き方改革推進支援センターの人事労務の専門家(社会保険労務士等)が対応いたします。

詳細はホームページをご確認ください。



経営安定関連(セーフティネット)保証・危機関連保証

取引先企業等の再生手続き等の申請や事業活動の制限、災害、取引先金融機関の破綻等により、経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証を行う国の制度です。

当制度の利用には、中小企業信用保険法第2条第5項第1号～第8号に該当していることについて区市町村長の認定を受け、「特定中小企業者」として認定書を金融機関等に持参し、信用保証協会の保証付き融資を申し込む必要があります。

1. 経営安定関連(セーフティネット)保証(中小企業信用保険法第2条第5項)

(いずれも経済産業大臣が指定したものに限る。詳細は中小企業庁ホームページをご覧ください)

号数	対象となる事由	責任共有制度
1号	連鎖倒産防止	対象外
2号	取引先企業のリストラ等の事業活動の制限	対象外
3号	突発的災害(事故等)	対象外
4号	突発的災害(自然災害等)	対象外
5号	業況の悪化している業種	対象
6号	取引金融機関の破綻	対象外
7号	金融機関の経営の相当程度の合理化に伴う金融取引の調整	対象
8号	金融機関の整理回収機構に対する貸付債権の譲渡	対象

2. 危機関連保証(中小企業信用保険法第2条第6項)

大規模な経済危機、災害等による信用収縮が全国的にあると国が認める場合に、売上高等が実際に減少している中小企業者を支援措置する制度です。

3. 届出・申請ができる方

世田谷区内の中小企業者

- ・法人：世田谷区内に本店登記所在地がある方
- ・個人：世田谷区内に主たる事業所がある方

4. 認定の対象・必要な書類

認定各号の指定業種、倒産事業者等は中小企業庁のホームページで最新の情報を確認してください。

	名称	URL	二次元コード
必要な書類・手続き	世田谷区のホームページ 経営安定関連保証	https://www.city.setagaya.lg.jp/01004/4966.html	
	世田谷区のホームページ 危機関連保証	https://www.city.setagaya.lg.jp/01004/4972.html	
制度・対象	中小企業庁のホームページ 経営安定関連保証 危機関連保証	https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_gaiyou.html	

5. 申し込み先

(公財) 世田谷区産業振興公社 世田谷区太子堂2-16-7 世田谷産業プラザ4階

6. お問い合わせ

制度についてのお問い合わせ 中小企業庁事業環境部金融課 電話：03-3501-1511

申込み手続きについてのお問い合わせ (公財) 世田谷区産業振興公社 03-3411-6603



ふれあいを大切に

世田谷信用金庫

<https://www.shinkin.co.jp/setagaya/>

地域とともに生きる〈せたしん〉は安心と信頼をお届けします。

本店 TEL: (03) 3429-1151 (代)	船橋支店 TEL: (03) 3420-6161 (代)	用賀支店 TEL: (03) 3700-7126 (代)	永福町支店 TEL: (03) 3322-4181 (代)	青葉台支店 TEL: (045) 983-7111 (代)	区役所前支店 TEL: (03) 3419-5131 (代)	駒沢支店 TEL: (03) 3422-3511 (代)
池尻支店 TEL: (03) 3422-7221 (代)	若林支店 TEL: (03) 3422-7231 (代)	六本木支店 TEL: (03) 3568-6311 (代)	宮崎台支店 TEL: (044) 877-4441 (代)	玉川支店 TEL: (03) 3708-1281 (代)	等々力支店 TEL: (03) 3701-1141 (代)	烏山支店 TEL: (03) 3307-8211 (代)

SHOWA
SINCE 1932
SHINKIN

経営に関するご相談は お近くの昭和信用金庫まで

本 店 ☎03(3422)6181 (代)	大 橋 支 店 ☎03(3469)0315 (代)	下高井戸支店 ☎03(3321)4155 (代)
三軒茶屋支店 ☎03(3421)6101 (代)	明大前支店 ☎03(3323)0511 (代)	笹 塚 支 店 ☎03(3328)0151 (代)
経 堂 支 店 ☎03(3420)4121 (代)	八幡山支店 ☎03(3329)1021 (代)	上北沢支店 ☎03(3302)8111 (代)
烏 山 支 店 ☎03(3300)1361 (代)	池の上支店 ☎03(3422)3141 (代)	桜上水支店 ☎03(3329)3241 (代)



昭和信用金庫

メールでのお問い合わせ
jigyoshien@showa-shinkin.co.jp

**私たちはお客様応援企業として、地域の皆様の幸せを守り、
地域社会の発展、繁栄に貢献します**

駒沢支店	世田谷区上馬4-10-1	TEL 03(3414)3161	祖師谷支店	世田谷区千歳台2-13-4	TEL 03(3484)8471
桜新町出張所	世田谷区駒沢3-27-1-101	TEL 03(3412)8541	深沢支店	世田谷区駒沢5-15-12	TEL 03(3705)5511
砧支店	世田谷区成城2-26-17	TEL 03(3416)3171	用賀支店	世田谷区用賀3-27-4	TEL 03(3707)5611
奥沢支店	世田谷区奥沢3-30-14	TEL 03(3720)4151	等々力支店	世田谷区等々力2-7-2	TEL 03(3702)3851
玉川支店	世田谷区等々力3-8-1	TEL 03(3701)2156	桜上水支店	世田谷区桜上水2-6-4	TEL 03(5374)8821
経堂支店	世田谷区経堂1-12-7	TEL 03(3429)0161	自由ヶ丘支店	目黒区自由が丘1-13-16	TEL 03(3717)3161
世田谷支店	世田谷区代田5-12-5	TEL 03(3414)3126	雪ヶ谷支店	大田区雪谷大塚町7-9	TEL 03(3720)4131
三宿支店	目黒区東山3-8-1	TEL 03(3413)3211			
瀬田支店	東急池尻大橋ビル6階(仮店舗) 世田谷区瀬田3-3-5	TEL 03(3700)7181			



城南信用金庫

詳しくはホームページまで
<https://www.jsbank.co.jp>

地域の発展 お客様の繁栄のために

三軒茶屋支店 〒154-0024 世田谷区三軒茶屋2-14-10 ☎03(3424)3181



心・ふれあい
大東京信用組合
<http://www.daisin.co.jp/>



SKC

経営革新等支援機関

経営相談、融資相談は経営の専門家の中小企業診断士に

一般社団法人

せたがや中小企業経営支援センター

中小企業診断士とは経済産業大臣が認定する唯一の経営コンサルタントの国家資格保持者です。せたがや中小企業経営支援センターは、世田谷区を中心に活動する中小企業診断士の専門家集団。創業、融資、経営戦略、マーケティング（販売促進）、事業継承、IT…。経営のことならワンストップ対応。お気軽に問い合わせください。

お問い合わせは



<http://setagayakeieishien.org> ☎03-6413-0152

〒156-0052 東京都世田谷区経堂 2-23-20 経堂タウンハウス 102